

社会福祉法人島根県社会福祉協議会と公立大学法人島根県立大学間の 災害ボランティアに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、共助の精神に基づき被災者の生活再建を目的とした自発的な意思に基づく各種支援活動を、迅速かつ効果的なものとするため、社会福祉法人島根県社会福祉協議会会长（以下「会長」という。）及び公立大学法人島根県立大学理事長（以下「理事長」という。）が相互に連携し協力するために必要な事項を定める。

(災害の種類及び規模等)

第2条 この協定における災害の種類は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定するものとし、その規模は、原則として災害救助法が適用された災害であって、被災地の災害ボランティアセンター等から支援の要請があつた災害とする。

(災害時における派遣の要請等)

第3条 会長は、前条に規定する災害時であって、当該災害の被災者の生活再建のためのボランティア（以下「被災者支援ボランティア」という。）による支援が必要と認める場合は、理事長に公立大学法人島根県立大学（以下「大学」という。）の教職員及び学生（以下「学生等」という。）に対して、被災者支援ボランティアの募集の周知を行うよう要請することができる。

- 2 会長は、前項の要請をするときは、事前に理事長との十分な調整のもとに、必要な人数、従事する活動内容、期間、派遣先、移動手段、参加費用、被災地及びその周辺の状況等を可能な限り具体的に通知するものとする。
- 3 理事長は、会長から第1項の要請があったときは、速やかに学生等に対し、被災者支援ボランティア募集の周知を行うとともに、参加者を取りまとめ会長に報告するものとする。
- 4 理事長は、第1項の要請がなされない時において、被災者支援ボランティアに参加を希望する学生等への配慮について、会長に要請することができる。

(派遣にあたっての配慮等)

第4条 会長及び理事長は、密接に連携して、被災地の情報収集に努めるとともに、被災者支援ボランティアが、安全かつ効果的に活動できるように最大限の配慮をしなければならない。

- 2 会長は、学生等の被災者支援ボランティア活動に係る移動手段を確保するよう努めるものとする。
- 3 会長は、被災者支援ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入手続き及び料金の負担などの支援に努めるものとする。
- 4 理事長は、被災者支援ボランティア活動を支援するため、被災者支援ボランティアに対する被服等の貸与又は提供、必要な資材及び物資の提供など可能な支援に努めるものとする。

(平常時からの連携等)

第5条 会長は、理事長に対して、災害ボランティア活動に関する情報を可能な限り具体的に提供するよう努めるものとする。

- 2 理事長は、平常時から学生等の災害ボランティア活動への意識を高めるための取り組みを行うものとし、会長はこれに協力するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、会長及び理事長が協議の上決定する。

- 2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、会長及び理事長が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年2月20日

松江市東津田町 1741-3
社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

浜田市野原町 2433-2
公立大学法人 島根県立大学

会長 江口博晴

理事長 本田雄一